

三重県手話施策推進計画について

三重県手話施策推進計画（仮称）の策定について

1 計画の位置づけ

三重県手話言語条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するため、三重県手話施策推進計画（仮称）を策定します。

本計画は、県の障害者計画である「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（以下「プラン」という。）の一部を構成します。

2 計画の期間

現行のプランは、計画期間が平成27年度から平成29年度までであり、平成29年度に次期計画（計画期間：平成30年度から平成32年度まで）を策定する予定です。

本計画は、プランの一部を構成することから、計画期間については、プランとの整合を保つため、平成29年度から平成32年度までの4か年とします。

3 計画の策定体制

条例第7条第2項の規定により、本計画を策定するには、あらかじめ三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会のもとに、専門委員9名から構成される「手話施策推進部会」（部会長：金城学院大学教授 林智樹氏）を設置し、有識者や当事者団体等の意見をふまえ、計画を策定します。

4 計画案のイメージ

条例の基本理念をふまえ、基本方針等を定め、条例に規定する手話の普及に関する6つの施策を盛り込み、本計画を策定します。

第1章 総論

1 計画策定の背景

2 計画の位置づけ

3 計画の期間

4 基本理念【条例第2条】

「手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である」という基本的認識のもと、共生社会の実現を図る。

5 基本方針

6 施策体系

第2章 施策の展開

- 1 情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】
 - (1) 県政情報の手話による発信等
 - (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
 - (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置
- 2 手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】
 - (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充
- 3 手話の普及等【条例第10条】
 - (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
 - (2) 県職員に対する手話研修等の実施
 - (3) 幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組促進
- 4 ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
 - (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
 - (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
 - (3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- 5 事業者への支援【条例第12条】
 - (1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援
- 6 手話に関する調査研究の推進【条例第13条】
 - (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

5 計画策定のスケジュール

(1) これまでの取組

平成28年8月30日(火)に、第1回手話施策推進部会を開催し、計画の位置づけ、計画の期間及び計画案のイメージについて了承を得ました。

(2) 今後の取組予定

平成28年11月18日	第2回手話施策推進部会（中間案検討）
12月	健康福祉病院常任委員会で中間案を報告
12月～1月	パブリックコメントの実施
平成29年2月	第3回手話施策推進部会（最終案検討）
3月	健康福祉病院常任委員会で最終案を報告
4月～	条例の全面施行、計画に基づく施策推進

三重県手話言語条例（平成28年7月7日三重県条例第50号）《抜粋》

（基本理念）

第二条 前条に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に図られるものとする。

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

（情報の取得等におけるバリアフリー化等）

第八条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

- 2 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（手話通訳を行う人材の育成等）

第九条 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けられることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

（手話の普及等）

第十条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。

- 2 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。
- 3 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。

(ろう児等の手話の学習等)

第十一条 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。

4 県は、前三項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

三重県障害者施策推進協議会 手話施策推進部会 委員名簿

手話施策推進部会委員（9名）

分野	委員名	所属・役職等
学識経験者	はやし ともき 林 智樹	金城学院大学 教授
当事者団体	ふかがわ せいこ 深川 誠子	三重県聴覚障害者協会 会長
	おくたに かつゆき 奥谷 勝幸	三重県立聾学校 PTA 前会長
手話関係団体	さとう としみち 佐藤 俊通	三重県手話通訳問題研究会 会長
	まつだ けいこ 松田 佳子	三重県手話サークル連絡協議会 会長
事業者団体	おくい かずひこ 奥井 和彦	株式会社 東芝 四日市工場 総務部長
行政関係	なかむら ふみ 中村 富美	伊勢市健康福祉部 参事 兼 高齢・障がい福祉課長
	もりい ひろゆき 森井 博之	三重県教育委員会 特別支援教育課長
	みやした まさひこ 宮下 昌彦	三重県立聾学校 校長

オブザーバー	みなみの ただお 南野 忠夫	松阪市福祉事務所 松阪市子ども発達総合支援センター 所長 兼 障がいあゆみ課長
--------	-------------------	---

三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県障害者施策推進協議会条例（昭和46年7月27日三重県条例第21号）第8条の規定に基づき設置された三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、三重県手話言語条例（平成28年7月7日三重県条例第50号）第7条の規定に基づき、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策の策定および変更について調査審議する。

(組織)

第3条 部会に属する委員（以下「委員」という。）は、三重県障害者施策推進協議会の委員又は専門委員で構成する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(三重県障害者施策推進協議会への報告)

第5条 部会長は、部会の調査審議事項を三重県障害者施策推進協議会に報告する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、平成28年8月24日から実施する。

三重県障害者施策推進協議会条例（三重県手話言語条例附則による改正版）

（趣旨）

第一条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号。以下この条において「法」という。）第三十六条第一項の審議会その他の合議制の機関は、三重県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とし、その組織及び運営に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（組織）

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員）

第三条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

2 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

（会長）

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（幹事）

第六条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもつてあて

る。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(会議)

第七条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によつて定める。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附則 (略)